

平成29年9月15日
市来農芸高等学校

風雨災害時の登下校における留意点

- 1 風雨災害（台風・大雨・落雷・竜巻等）が予測される場合には、生徒全員に事前指導を徹底して安全を確保する。
- 2 風雨災害による欠席・遅刻等の場合は、可能な限り学級正副担任へ状況を電話連絡させる。電話連絡の集中を避けるため、緊急用件以外での学校への電話連絡は控えさせる。
- 3 公共交通機関（鉄道・バス等）が運休となった場合、復旧するまで安全な場所（自宅・駅等）で待機させる。その際、復旧の状況を絶えず確認させ、復旧したら安全確認して登校させる。
- 4 徒歩・自転車・単車等での通学生徒は、自宅周辺や通学経路の安全状態を確認して登校させる。危険と思われる場合は、安全な場所（自宅等）で待機し、風雨が収まってから安全確認して登校させる。
- 5 登下校時には、崩れそうな崖や斜面、増水した河川等に十二分に注意し、危険な場所には近づかないよう指導する。
- 6 風雨災害により緊急に下校する場合は、学校からの指示どおり寄り道などせず帰宅させる。その際、公共交通機関運休の可能性もあるので、速やかに帰宅させる。

※ 校内における配慮事項

- (1) 平常時から緊急連絡網の整備、連絡方法の周知をするとともに、校内全体での安全指導を徹底する。
- (2) 施設・設備等の戸締まり確認・被害防止・停電対策を徹底する。
- (3) 授業・学校行事等を取りやめた場合の次善策の検討をしておく。
- (4) 学級正副担任は、生徒の出欠状況を確認して教頭に報告する。連絡なしでの欠席・遅刻の場合は確認する。
- (5) 安全状況を確認しながら、最寄りの駅・バス停等への巡回指導にも配慮する。
- (6) 教頭又は係は、公共交通機関（鉄道・バス等）の運行状況を確認し、絶えず連絡を保つとともに、緊急時には、警察・消防との連絡に備える。
- (7) 緊急事態に対しては、臨時職員集合又は校内放送等で連絡する。
- (8) 教頭は、県教委等への連絡・報告等は規定どおり実施する。
- (9) 学級正副担任は、生徒自宅等の被害があった場合は、登校後に届けさせる。

※ 裏面に別紙　弾道ミサイルが落下する可能性がある場合にとるべき行動例について記載。